

5. 提出書類

※消せないボールペンで記入してください

	必要書類	必要条件・確認内容	必要書類を省略できる条件
①	姫路市特定不妊治療等に係る 先進医療費助成事業申請書	<input type="checkbox"/> 申請書は、申請する治療ごとに必要 <input type="checkbox"/> 裏面の内容も確認・同意が必要	
②	姫路市特定不妊治療等に係る 先進医療費助成事業受診等証明書 (先進医療用または審議中等の治療用)	<input type="checkbox"/> 治療を実施した医療機関の主治医が記入 <input type="checkbox"/> ①【先進医療用】と ②【審議中等の治療用】の2種類のうち、該当のものを提出すること	
③	医療機関が発行した治療を実施したことを証明する書類 ①領収書(原本) ②診療(請求)明細書(原本)	<input type="checkbox"/> 受診等証明書に記載された治療期間内のもので、領収金額と合致するもの <input type="checkbox"/> 医療費控除などで原本が必要な場合は窓口に申し出ること	
④	住民票原本	<input type="checkbox"/> 世帯全員のもの <input type="checkbox"/> 続柄の記載のあるもの <input type="checkbox"/> 戸籍の筆頭者の記載があるもの ※外国籍の場合は記載されないため、⑤の書類が必要 <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)の記載がないもの <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの	<input type="checkbox"/> 同じ年度内(4月1日～翌年3月末)の2回目以降の申請で記載内容に変更がない場合
⑤	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)原本または 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)原本	次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、提出が必要 (1)住民票では夫婦の婚姻関係が確認できない場合 (2)事実婚関係にある場合(兩人分それぞれ必要) (3)出産により助成回数をリセットする場合(戸籍謄本に限る) <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの(本籍地の市町村で発行)	<input type="checkbox"/> 住民票で続柄及び戸籍の筆頭者の記載により夫婦関係が確認できる場合
⑥	相手方登録申出書	<input type="checkbox"/> 過去に口座の登録をしたことがない方 <input type="checkbox"/> 前回申請時から住所や振込口座などに変更がある場合	<input type="checkbox"/> 前回申請時と変更がない場合
⑦	振込先口座の通帳	<input type="checkbox"/> 申請者名義の助成金振込口座(銀行名、支店名、口座番号)が分かるもの	
⑧	印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑は認印で可、スタンプ印は不可	
⑨	事実婚関係に関する申立書	<input type="checkbox"/> 事実婚関係の方	
⑩	死産を証明するもの	<input type="checkbox"/> 助成回数のリセットに該当する方	

兵庫県専門相談

専門知識をもつ医師や助産師が相談に応じています。相談は無料、秘密は厳守されます。

相談方法	不妊・不育専門相談 (男性不妊含む不妊の悩み、習慣性流産・不育症など妊娠に関すること)		男性不妊専門相談 (男性不妊に関する疑問や不安など)		
	電話相談	面接相談 (完全予約制)		面接相談 (完全予約制)	
電話番号	078-360-1388	078-362-3250 (予約専用番号) 平日9:00～17:00 ※相談日の5日前までに要予約			
会場		兵庫県立男女共同参画センター	兵庫医科大学病院内	兵庫県民総合相談センター	
日時	第1・第3 土曜日	第2土曜日 (9月、10月、2月はWEB 面接選択可能)	5月・8月・1月の 第4水曜日 (3回すべてWEB面接 選択可能)	5月・8月・1月を除く 第1火曜日 (9月、10月、2月はWEB 面接選択可能)	第1水曜日 (9月、10月、2月はWEB面接 選択可能)
	10:00～16:00	14:00～17:00	14:00～17:00	14:00～15:00	15:00～17:00
担当	助産師 (不妊症看護認定看護師)	助産師 (不妊症看護認定看護師)	産婦人科医師	産婦人科医師	泌尿器科医師

令和
5年度

姫路市

特定不妊治療等に係る 先進医療費助成事業 のご案内

姫路市では、保険適用となった体外受精・顕微授精(生殖補助医療)等の特定不妊治療に併せて行われる
先進的な医療等の治療費の一部を助成します。



ホームページも
ご確認ください。



申請受付場所

姫路市保健所(姫路市坂田町3番地)
1階 申請受付窓口



お問い合わせ先

姫路市保健所 健康課
☎(079)289-1641
8:35～17:20(土・日・祝日・年末年始除く)

1. 助成を受けられる人

1	治療開始時に婚姻している夫婦であって、姫路市内に住所を有すること ・事実婚関係にある場合も対象となります。 (戸籍謄本や住民票により重婚でないこと、同一世帯であることの確認が必要) ・単身赴任等により、夫婦のいずれか一方のみが姫路市内に住所を有する場合は、申請者が市内に居住の場合は申請が可能です。
2	治療を行った期間の初日における妻の年齢が 43歳未満 であること
3	特定不妊治療等※以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること ※特定不妊治療等とは、体外受精及び顕微授精並びに特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)をいいます。
4	令和5年4月1日以降に1回の治療が終了すること

2. 助成対象となる治療と助成額 (令和5年4月1日以降に終了した治療)

保険診療等	助成対象となる治療	治療1回あたりの助成額	
「保険診療」と「先進医療」を併用	保険診療で特定不妊治療等を行い、併せて行われる 先進医療 ※ ※治療開始日において厚生労働大臣が先進医療として告示した先進医療であること	1回の治療過程(保険診療で胚移植術まで実施した一連の治療過程を「1回」とします。)に要した「 先進医療部分 」に係る 自己負担額 に対し、10分の7(上限5万円まで)	
	医療機関の要件等 (1)生殖補助医療の保険医療機関で治療を受けたこと (2)実施した先進医療に係る実施機関として、届出を行っている又は承認されている医療機関であること		
全額保険診療外	先進医療会議において審議中または審議予定の医療技術と併せて実施した特定不妊治療等	特定不妊治療ステージ A・B・D・E	1回 30万円 まで
		C・F 男性不妊治療 A・B・D・E・F	1回 10万円 まで 1回 30万円 まで
【男性不妊治療について】 ・保険診療外の手術費用、凍結費用が対象 ・採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子を得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象(ただし、その場合も助成回数の1回にカウント)			
○不妊の原因を調べるための検査に係る費用、入院費や食事代、文書料は対象となりません。 ○卵胞が発育しない等により採卵前に治療を中止した場合は、対象となりません。			

※対象となる保険医療機関や技術について、該当するか分からない場合は、姫路市保健所健康課(079-289-1641)までお問い合わせください。

先進医療とは

保険診療外の先進的な医療技術として厚生労働大臣が認めたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。ただし、医療技術ごとに保険診療との併用ができる医療機関が異なり、保険診療との併用ができない場合もありますので、受診している医療機関へご確認ください。

審議中等の技術とは

国の先進医療会議において審議が行われている治療等で、まだ保険診療との併用が認められていません。そのため、一連の治療の中で保険が適用できる治療についても治療費が全額自己負担となりますので、この審議中等の技術の実施については主治医とよくご相談ください。

3. 助成回数

初回助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢	助成上限回数
40歳未満	43歳になるまでに開始した治療について 通算 6回 まで
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに開始した治療について 通算 3回 まで
43歳以上	なし

【注意事項】

- 令和4年度までの特定不妊治療費助成制度における助成回数は、本制度での助成回数には引き継がれません。
- 助成を受けた回数が通算助成上限回数に満たない場合であっても、43歳以上で開始した治療(1回の治療ごとの治療開始時の妻の年齢)については、助成の対象となりません。

助成回数のリセットについて

本事業による助成を受けた後に出産した場合(妊娠12週以降に死産に至った場合を含む)は、出産前に受けた助成回数をリセットすることができます。ただし、出生を確認できる書類(戸籍謄本、死産を証明するもの)が必要です。
【注意事項】助成回数は、リセット後に初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢で再決定します。

特定不妊治療費制度の治療ステージ

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植				助成対象範囲	
	自然周期で行う場合もあり(薬品投与・点鼻薬)	自然周期で行う場合もあり(薬品投与・注射)	採卵	採精(妻)		新鮮胚移植	凍結胚移植	胚移植	妊娠の確認(胚移植のおおむね2週間後)		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日
A	新鮮胚移植を実施										
B	凍結胚移植を実施*										
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施										
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了										
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止										
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止										
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止										
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止										

- * B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
- * 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

4. 申請期限

1回の治療が終了した日の同一年度内(令和6年**3月31日**まで)

※期日を過ぎると受付できません。期日までに書類が揃わない場合は、必ず期日までにご相談ください。

必要書類は次ページをご覧ください。